

新旧対照表（平成30年5月改正）

新（平成30年5月）	旧（平成30年1月）	改正点及び改正理由等
<p><b>1-1-6 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</b></p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し<b>監督員の確認</b>を受けたうえ、受注時は契約日から10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日（工事請負代金及び<b>工期</b>の変更時は変更契約日、配置技術者の変更については変更届出日）から10日以内に、完成時は工事完成日（監督・検査・確認申請書の提出日）から10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。<b>なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</b></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに<b>監督員に提示</b>しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の<b>提示</b>を省略できる。</p>	<p><b>1-1-6 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</b></p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し<b>監督員の確認</b>を受けたうえ、受注時は契約日から10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日（工事請負代金及び<b>工期</b>の変更時は変更契約日、配置技術者の変更については変更届出日）から10日以内に、完成時は工事完成日（監督・検査・確認申請書の提出日）から10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。<u>なお、変更登録は、工事請負代金、<b>工期</b>、配置技術者に変更が生じた場合にその都度行うものとする。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに<b>監督員に提示</b>しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の<b>提示</b>を省略できる。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」に合わせて改正した。</p> <p>【内容】工事請負代金のみの変更の場合は、コリンズの変更登録を不要とした。</p>
<p><b>1-1-21 監督員による確認及び立会等</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従い工事の実施について<b>監督員の立会</b>を求め、事前に<b>監督員に連絡</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-1-21 監督員による確認及び立会等</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従い工事の実施について<b>監督員の立会</b>を求め、事前に立会願を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」を参考に改正した。</p> <p>【内容】押印が必要な書面での事前連絡は不要とした。</p>

新旧対照表（平成30年5月改正）

新（平成30年5月）	旧（平成30年1月）	改正点及び改正理由等
<p><b>1-1-36 環境対策</b></p> <p><b>10. 特定調達品目</b></p> <p>受注者は、資材（<b>材料及び機材を含む</b>）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p><b>(1)</b> グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、<b>監督員と協議</b>する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を<b>監督員に提出</b>するものとし、集計及び<b>提出</b>の方法は、<b>設計図書及び監督員の指示</b>によるものとする。</p> <p><b>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</b></p>	<p><b>1-1-36 環境対策</b></p> <p><b>10. 特定調達品目</b></p> <p>受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、<b>監督員と協議</b>する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を<b>監督員に提出</b>するものとし、集計及び<b>提出</b>の方法は、<b>設計図書及び監督員の指示</b>によるものとする。</p>	<p>「佐賀県」「国土交通省」を参考に（2）を追加した。</p>